

町田市個人情報保護条例の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例

上記の議案を提出する。

令和4年(2022年)11月30日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市個人情報保護条例の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例

(町田市高齢者福祉センター条例の一部改正)

第1条 町田市高齢者福祉センター条例（昭和45年3月町田市条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>第12条 <u>削除</u></p> <p>(損害賠償の義務)</p> <p>第16条 利用者は、施設、器具等を故意若しくは重大な過失により毀損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。</p>	<p><u>(個人情報の保護)</u></p> <p>第12条 <u>指定管理者は、第10条に規定する業務を行うに当たり町田市個人情報保護条例（平成元年3月町田市条例第5号）に定める個人情報を取り扱うときは、当該個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 前項の業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。</u></p> <p>(損害賠償の義務)</p> <p>第16条 利用者は、施設、器具等を故意若しくは重大な過失により<u>き損</u>し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。</p>

(町田市立公園条例の一部改正)

第2条 町田市立公園条例（昭和45年12月町田市条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>第12条 <u>削除</u></p>	<p><u>(個人情報の保護)</u></p> <p>第12条 <u>指定管理者は、第10条に規定する業務を行うに当たり町田市個人情報保護条例</u></p>

	<p><u>(平成元年3月町田市条例第5号)に定める個人情報を取り扱うときは、当該個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>2 <u>前項の業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。</u></p>
--	--

(町田市学童保育クラブ設置条例の一部改正)

第3条 町田市学童保育クラブ設置条例(昭和47年3月町田市条例第12号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>(指定管理者の指定の取消し等) 第9条 略</p>	<p style="text-align: center;"><u>(個人情報の保護)</u></p> <p><u>第9条 指定管理者は、第7条各号に規定する業務を行うに当たり町田市個人情報保護条例(平成元年3月町田市条例第5号)に定める個人情報を取り扱うときは、当該個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>2 <u>前項の業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。</u></p> <p style="text-align: center;">(指定管理者の指定の取消し等)</p> <p>第9条の2 略</p>

(町田市授産センター条例の一部改正)

第4条 町田市授産センター条例(昭和56年3月町田市条例第7号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前

<p>第11条 削除</p>	<p style="text-align: center;"><u>(個人情報の保護)</u></p> <p>第11条 指定管理者は、第9条に規定する業務を行うに当たり町田市個人情報保護条例（平成元年3月町田市条例第5号）に定める個人情報を取り扱うときは、当該個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 前項の業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。</p>
----------------	--

(町田市大賀藕絲館^{ぐうし}条例の一部改正)

第5条 町田市大賀藕絲館^{ぐうし}条例（平成2年3月町田市条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>第11条 削除</p>	<p style="text-align: center;"><u>(個人情報の保護)</u></p> <p>第11条 指定管理者は、第9条に規定する業務を行うに当たり町田市個人情報保護条例（平成元年3月町田市条例第5号）に定める個人情報を取り扱うときは、当該個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 前項の業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。</p>

(町田市原町田一丁目自動車駐車場に関する条例の一部改正)

第6条 町田市原町田一丁目自動車駐車場に関する条例（平成5年6月町田市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、道路法（昭和27年法律第180号）<u>第2条第2項第7号</u>に規定する道路の附属物である自動車駐車場（以下「駐車場」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第9条 <u>削除</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、道路法（昭和27年法律第180号）<u>第2条第2項第6号</u>に規定する道路の附属物である自動車駐車場（以下「駐車場」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(個人情報の保護)</u></p> <p>第9条 <u>指定管理者は、第7条に規定する業務を行うに当たり町田市個人情報保護条例（平成元年3月町田市条例第5号）に定める個人情報を取り扱うときは、当該個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 前項の業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。</u></p>

(町田市わくわくプラザ条例の一部改正)

第7条 町田市わくわくプラザ条例（平成5年6月町田市条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>第9条 <u>削除</u></p>	<p><u>(個人情報の保護)</u></p> <p>第9条 <u>指定管理者は、第7条に規定する業務を行うに当たり町田市個人情報保護条例（平成元年3月町田市条例第5号）に定める個人情報を取り扱うときは、当該個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 前項の業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。</u></p>

(原状回復の義務)	(原状回復の義務)
第20条 利用者は、会議室等の利用を終了したとき、 <u>又は前条</u> の規定により利用の承認を取り消され、若しくは利用を停止されたときは、直ちに会議室等を原状に回復しなければならない。	第20条 利用者は、会議室等の利用を終了したとき <u>又は前条第1項</u> の規定により利用の承認を取り消され、若しくは利用を停止されたときは、直ちに会議室等を原状に回復しなければならない。

(町田市特定公共賃貸住宅条例の一部改正)

第8条 町田市特定公共賃貸住宅条例（平成8年3月町田市条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
第35条 <u>削除</u>	<p style="text-align: center;"><u>(個人情報の保護)</u></p> <p>第35条 <u>指定管理者は、第33条に規定する業務を行うに当たり町田市個人情報保護条例（平成元年3月町田市条例第5号）に定める個人情報を取り扱うときは、当該個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>2 <u>前項の業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。</u></p>

(町田市通所療育施設条例の一部改正)

第9条 町田市通所療育施設条例（平成9年3月町田市条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
第11条 <u>削除</u>	<p style="text-align: center;"><u>(個人情報の保護)</u></p> <p>第11条 <u>指定管理者は、第9条に規定する業務を行うに当たり町田市個人情報保護条例（平成元年3月町田市条例第5号）に定める個人情報を取り扱うときは、当該個人情報の</u></p>

	<p><u>漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 前項の業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。</u></p>
--	--

(町田市子どもセンター条例の一部改正)

第10条 町田市子どもセンター条例（平成11年3月町田市条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>(指定管理者の指定の取消し等)</p> <p><u>第11条</u> 略</p> <p>(使用の手続等)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 市長は、次の各号の<u>いずれかに</u>該当するときは、第1項の使用の承認をしないものとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(使用承認の取消し等)</p> <p>第14条 市長は、第12条第1項の承認を受けた者（以下「使用者」という。）が、次の</p>	<p><u>(個人情報の保護)</u></p> <p><u>第11条</u> 指定管理者は、第9条各号に規定する業務を行うに当たり町田市個人情報保護条例（平成元年3月町田市条例第5号）に定める<u>個人情報を取り扱うときは、当該個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 前項の業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。</u></p> <p>(指定管理者の指定の取消し等)</p> <p><u>第11条の2</u> 略</p> <p>(使用の手続等)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 市長は、次の各号の<u>一に</u>該当するときは、第1項の使用の承認をしないものとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(使用承認の取消し等)</p> <p>第14条 市長は、第12条第1項の承認を受けた者（以下「使用者」という。）が、次の</p>

各号の <u>いずれかに</u> 該当するときは、使用の承認を取り消し、使用を制限し、又は使用の停止を命ずることができる。 (1)～(5) 略 2 略	各号の <u>一に</u> 該当するときは、使用の承認を取り消し、使用を制限し、又は使用の停止を命ずることができる。 (1)～(5) 略 2 略
---	--

(町田市介護保険条例の一部改正)

第11条 町田市介護保険条例（平成12年3月町田市条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
第4条 <u>削除</u>	<p><u>(事業者等の責務)</u></p> <p>第4条 <u>法に定める保険給付を行う事業者及び施設（以下「事業者等」という。）は、事業者等が提供するサービスを利用する者及びその家族（以下「本人等」という。）の個人情報の運用に当たっては、町田市個人情報保護条例（平成元年3月町田市条例第5号）の趣旨を尊重するものとする。</u></p> <p><u>2 事業者等は、本人等から本人等に係る個人情報の開示又は訂正の申出があったときは、誠実に対応するものとする。</u></p>

(町田市高齢者在宅サービスセンター条例の一部改正)

第12条 町田市高齢者在宅サービスセンター条例（平成12年3月町田市条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
第7条 <u>削除</u>	<p><u>(個人情報の保護)</u></p> <p>第7条 <u>指定管理者は、第5条各号に規定する業務を行うに当たり町田市個人情報保護条例（平成元年3月町田市条例第5号）に定める個人情報を取り扱うときは、当該個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じな</u></p>

	<p><u>なければならない。</u></p> <p>2 <u>前項の業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報</u> <u>をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的</u> <u>に使用してはならない。</u></p>
--	--

(町田市急患センター条例の一部改正)

第13条 町田市急患センター条例（平成14年12月町田市条例第56号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
第7条 <u>削除</u>	<p><u>(個人情報の保護)</u></p> <p>第7条 <u>指定管理者は、第5条に規定する業務</u> <u>を行うに当たり町田市個人情報保護条例（平</u> <u>成元年3月町田市条例第5号）に定める個人</u> <u>情報を取り扱うときは、当該個人情報の漏え</u> <u>い、滅失及びき損の防止その他個人情報の適</u> <u>正な管理のために必要な措置を講じなければ</u> <u>ならない。</u></p> <p>2 <u>前項の業務に従事している者又は従事して</u> <u>いた者は、その業務に関して知り得た個人情</u> <u>報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的</u> <u>に使用してはならない。</u></p>

(町田市民ホール条例の一部改正)

第14条 町田市民ホール条例（平成17年6月町田市条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
第7条 <u>削除</u>	<p><u>(個人情報の保護)</u></p> <p>第7条 <u>指定管理者は、第5条に規定する業務</u> <u>を行うに当たり町田市個人情報保護条例（平</u> <u>成元年3月町田市条例第5号）に定める個人</u> <u>情報を取り扱うときは、当該個人情報の漏え</u> <u>い、滅失及びき損の防止その他個人情報の適</u></p>

	<p><u>正な管理のために必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 前項の業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報のみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。</u></p>
--	--

(町田市体育施設条例の一部改正)

第15条 町田市体育施設条例（平成17年6月町田市条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>第7条 <u>削除</u></p>	<p><u>(個人情報の保護)</u></p> <p>第7条 指定管理者は、第5条に規定する業務を行うに当たり町田市個人情報保護条例（平成元年3月町田市条例第5号）に定める個人情報を取り扱うときは、当該個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p><u>2 前項の業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報のみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。</u></p>

(町田市自然休暇村条例の一部改正)

第16条 町田市自然休暇村条例（平成17年6月町田市条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>第7条 <u>削除</u></p>	<p><u>(個人情報の保護)</u></p> <p>第7条 指定管理者は、第5条に規定する業務を行うに当たり町田市個人情報保護条例（平成元年3月町田市条例第5号）に定める個人情報を取り扱うときは、当該個人情報の漏え</p>

	<p><u>い、滅失及びき損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 前項の業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。</u></p>
--	--

(町田市ふるさと農具館条例の一部改正)

第17条 町田市ふるさと農具館条例（平成17年10月町田市条例第46号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
第6条 <u>削除</u>	<p><u>(個人情報の保護)</u></p> <p>第6条 指定管理者は、第4条に規定する業務を行うに当たり町田市個人情報保護条例（平成元年3月町田市条例第5号）に定める個人情報を取り扱うときは、当該個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p><u>2 前項の業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。</u></p>

(町田市七国山ファーマーズセンター条例の一部改正)

第18条 町田市七国山ファーマーズセンター条例（平成17年10月町田市条例第47号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
第6条 <u>削除</u>	<p><u>(個人情報の保護)</u></p> <p>第6条 指定管理者は、第4条に規定する業務を行うに当たり町田市個人情報保護条例（平成元年3月町田市条例第5号）に定める個人</p>

	<p><u>情報を取り扱うときは、当該個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 前項の業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。</u></p>
--	--

(町田市文化交流センター条例の一部改正)

第19条 町田市文化交流センター条例（平成19年12月町田市条例第45号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>第7条 <u>削除</u></p> <p>(利用の手続等)</p> <p>第11条 施設等（自動車駐車場及び自転車駐車場（以下「自動車駐車場等」という。）を除く。以下この条、<u>次条</u>及び第19条において同じ。）を利用しようとする者は、指定管理者に申請し、その承認を受けなければならない。</p> <p>2・3 略</p> <p>(自動車駐車場等における禁止行為)</p> <p>第22条 自動車駐車場等においては、次に掲げる行為をしてはならない。</p>	<p><u>(個人情報の保護)</u></p> <p>第7条 <u>指定管理者は、第5条に規定する業務を行うに当たり町田市個人情報保護条例（平成元年3月町田市条例第5号）に定める個人情報を取り扱うときは、当該個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 前項の業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。</u></p> <p>(利用の手続等)</p> <p>第11条 施設等（自動車駐車場及び自転車駐車場（以下「自動車駐車場等」という。）を除く。以下この条、<u>第12条</u>及び第19条において同じ。）を利用しようとする者は、指定管理者に申請し、その承認を受けなければならない。</p> <p>2・3 略</p> <p>(自動車駐車場等における禁止行為)</p> <p>第22条 自動車駐車場等においては、次に掲げる行為をしてはならない。</p>

(1) 略 (2) 自動車駐車場等の施設又は設備を汚損し、又は毀損すること。 (3) ・ (4) 略	(1) 略 (2) 自動車駐車場等の施設又は設備を汚損し、又はき損すること。 (3) ・ (4) 略
--	--

(町田市フォトサロン条例の一部改正)

第20条 町田市フォトサロン条例（平成20年12月町田市条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
第8条 <u>削除</u>	<p><u>(個人情報の保護)</u></p> <p>第8条 <u>指定管理者は、第6条に規定する業務を行うに当たり町田市個人情報保護条例（平成元年3月町田市条例第5号）に定める個人情報を取り扱うときは、当該個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 前項の業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。</u></p>

(町田市鶴川緑の交流館条例の一部改正)

第21条 町田市鶴川緑の交流館条例（平成23年6月町田市条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
第8条 <u>削除</u>	<p><u>(個人情報の保護)</u></p> <p>第8条 <u>指定管理者は、第6条に規定する業務を行うに当たり町田市個人情報保護条例（平成元年3月町田市条例第5号）に定める個人情報を取り扱うときは、当該個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。</u></p>

	<p><u>ならない。</u></p> <p>2 <u>前項の業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報</u> <u>をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的</u> <u>に使用してはならない。</u></p>
--	--

(町田市小野路宿里山交流館条例の一部改正)

第22条 町田市小野路宿里山交流館条例（平成26年6月町田市条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>第7条 <u>削除</u></p>	<p><u>(個人情報の保護)</u></p> <p>第7条 <u>指定管理者は、第5条に規定する業務</u> <u>を行うに当たり町田市個人情報保護条例（平</u> <u>成元年3月町田市条例第5号）に定める個人</u> <u>情報を取り扱うときは、当該個人情報の漏え</u> <u>い、滅失及び毀損の防止その他個人情報の適</u> <u>正な管理のために必要な措置を講じなければ</u> <u>ならない。</u></p> <p>2 <u>前項の業務に従事している者又は従事して</u> <u>いた者は、その業務に関して知り得た個人情</u> <u>報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的</u> <u>に使用してはならない。</u></p>

(町田市子ども創造キャンパスひなた村条例の一部改正)

第23条 町田市子ども創造キャンパスひなた村条例（平成30年7月町田市条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>第8条 <u>削除</u></p>	<p><u>(個人情報の保護)</u></p> <p>第8条 <u>指定管理者は、第6条に規定する業務</u> <u>を行うに当たり町田市個人情報保護条例（平</u> <u>成元年3月町田市条例第5号）に定める個人</u> <u>情報を取り扱うときは、当該個人情報の漏え</u> <u>い、滅失及び毀損の防止その他個人情報の適</u></p>

	<p><u>正な管理のために必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 前項の業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報のみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。</u></p>
--	--

(町田市立図書館条例の一部改正)

第24条 町田市立図書館条例（令和3年3月町田市条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
第7条 <u>削除</u>	<p><u>(個人情報の保護)</u></p> <p>第7条 指定管理者は、<u>第5条に規定する業務を行うに当たり町田市個人情報保護条例（平成元年3月町田市条例第5号）に定める個人情報を取り扱うときは、当該個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 前項の業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。</u></p>

(町田市大地沢自然交流サイト条例の一部改正)

第25条 町田市大地沢自然交流サイト条例（令和4年3月町田市条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
第7条 <u>削除</u>	<p><u>(個人情報の保護)</u></p> <p>第7条 指定管理者は、<u>第5条に規定する業務を行うに当たり町田市個人情報保護条例（平成元年3月町田市条例第5号）に定める個人情報を取り扱うときは、当該個人情報の漏え</u></p>

い、滅失及び毀損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。